

**障害福祉サービスの量の見込み  
の作業手順について**

平成18年3月1日

# 障害福祉サービスの量の見込みに関する作業手順

障害福祉計画の作成に向けて、厳しい作業日程であるが、市町村・都道府県におかれては基本指針(案)を踏まえ、下記の作業手順を参考としつつ、それぞれの地域の実情に即した計画づくりを進められたい。

## 1. 障害福祉計画の作成体制の整備(3月～)

市町村・都道府県においては、障害福祉計画の作成に向けて、作成体制の整備を進める。

庁内の体制の整備  
計画作成委員会等の設置

(説明会の開催等)

サービスの量を見込むためには、市町村及び事業者が制度改正に関する情報を的確に把握することが重要となる。

新体系サービスに関する基準や報酬等や新体系サービスへの移行に向けた作業手順等についての情報提供に努めるようお願いしたい。

## 2. 障害福祉サービスの量を見込むための準備作業(3月～)

障害福祉サービスの必要量については、基本指針を踏まえて市町村・都道府県において見込むこととなるが、事前準備として、次の事項について作業を進める。

現行のサービス利用者( )に係る実績データの整理及び分析

福祉工場等事業の実施主体が都道府県となっている事業については、市町村単位ごとの利用者の把握が必要であることから、事業者に対する移行希望調査時に把握。

### 3. サービス必要量の見込

#### (1) 訪問系サービス、短期入所、相談支援

##### 都道府県としての基本的考え方の提示(5月～)

サービス未実施市町村の状況把握等を踏まえ、立ち後れている精神障害者に対する訪問系サービス等の充実に向けた考え方を整理するとともに、圏域など一定の区域を念頭に置いた相談支援体制の整備に関する考え方を提示する。

訪問系サービス、相談支援体制の基盤整備の考え方を提示  
相談支援等広域的な対応が適当なサービスについては、圏域のイメージを提示

##### 市町村のサービスの見込量の作成(5月～)

サービス利用実績の分析、ニーズの把握などを基礎として、都道府県の基本的考え方を踏まえつつ、市町村としての基盤整備に関する基本方針を定めた上で、個々のサービスの見込量を設定する。

その際、サービス未実施の市町村においては今後の具体的な実施計画を策定するとともに、相談支援等の広域的な実施が適当な事業については、他の市町村との連携についても検討を行う。

市町村としての基盤整備に関する基本方針の設定  
サービス未実施の市町村においては具体的な実施計画の策定  
相談支援等の広域的な実施が適当な事業に関する他の市町村との連携の検討

##### 都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量について圏域等を勘案しつつ必要に応じて調整を行う。特に広域的な対応が適当なサービスについては市町村間の調整を進める。

市町村のサービスの見込量について集計し、必要に応じて調整

## (2) 日中活動系サービス、居住系サービス

### 事業者の移行希望を把握(4月～)

都道府県が中心となって、現在、サービスを提供している事業者の新体系サービスへの移行希望についてアンケート調査を実施する。その際、小規模作業所の調査等については、市町村が協力して実施する。

移行希望に関するアンケート調査を実施(別添参考例)

### 都道府県としての基本的考え方の提示(5月～)

国の基本指針を踏まえ、都道府県として取り組むべき地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の目標値を設定した上で、事業者の移行希望アンケート調査結果等も勘案し、障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方を提示する。

地域生活への移行、一般就労への移行等の目標値の設定  
上記目標値や事業者の移行希望等を勘案して、障害福祉サービスの基盤整備の基本的考え方の提示

### 市町村のサービス見込量の作成(6月～)

サービス利用実績の分析、ニーズの把握などを基礎として、都道府県の基本的考え方を踏まえつつ、市町村としてのサービスの見込量を設定する。

その際、施設入所支援等の広域的な実施が適当な事業については、他の市町村(必要に応じて都道府県)との調整を行うとともに、小規模作業所については、その多くが地域活動支援センター(地域生活支援事業)への移行が想定されることもあり、地域活動支援センターの見込量と就労継続支援その他の介護給付・訓練等給付に係る日中活動系サービスの見込量との整合が図られるよう留意する。

施設入所支援等の広域的な実施が適当な事業に関する他の市町村との連携の検討  
小規模作業所の移行先の検討

## 移行希望に関する二次アンケート調査(任意実施:6月～)

都道府県としての障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方の提示後、の事業所の移行希望調査結果との間に大きな乖離がある場合など、必要が認められる場合には、二次的なアンケート調査を実施する。

## 都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量を踏まえ、必要に応じ、市町村及び事業者とサービスの見込量について、圏域等を勘案しつつ調整を行う。

市町村・事業者とサービスの見込量について調整

### (3) 退院可能精神障害者に必要なサービス

#### 都道府県における対象者数の把握(4月～)

「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」に係るサービス量については、患者調査に基づく各都道府県ごとのデータを踏まえ、見込量を設定する。

このため厚生労働省において、患者調査に基づき、

各都道府県ごとの退院可能精神障害者のデータ  
退院可能精神障害者に係る障害福祉サービスの見込量に係る考え方

をお示しする予定。

#### 都道府県による市町村支援(4月～)

退院可能精神障害者は様々な市町村から入院してきているが、退院後の障害福祉サービスは入院前の居住地の市町村が提供することとなることを踏まえ、市町村におけるサービス量の見込作業を支援するため、都道府県は下記の作業を行う。

都道府県として目指す退院可能精神障害者の減少目標値を設定  
精神障害者の退院促進支援を踏まえた障害福祉サービスの基盤  
整備の基本的な考え方を提示

都道府県域全体の退院可能精神障害者数に応じたサービスの見  
込量を作成し、人口等を勘案しつつ、各市町村ごとの退院可能精神  
障害者数及びサービスの見込量の算定方法を提示

#### 市町村のサービスの見込量の作成(6月～)

都道府県が提示した退院可能精神障害者数及びサービスの見込量の算定方法等を踏まえ、市町村は退院可能精神障害者に係るサービスの見込量を設定する。

の算定方法等を踏まえ、サービスの見込量の設定

## 都道府県における調整(7月～)

都道府県は、市町村から報告のあったサービスの見込量について圏域等を勘案しつつ必要に応じて調整を行う。

特に広域的な対応が適当なサービスについては、市町村間の調整を進める。

市町村のサービスの見込量について集計し、必要に応じて調整

#### 4. サービスの見込量の中間とりまとめ(9月)

市町村ごとのサービスの見込量を踏まえ、都道府県において、調整を行った上で、サービス見込量の中間とりまとめを行い、国に報告する。

10月以降の事業者指定を前に、サービスの見込量を設定あわせて、国に対し報告

#### 5. 国からの支援(3月～)

市町村・都道府県においてサービスの必要量の見込を行うに当たって、今後、国から次の支援策を実施予定。(逐次配布)

サービスの利用の実態把握調査の集計・分析を可能とするソフトの配布

サービスの必要量を見込む際の参考として、ワークシート及び支援マニュアルの配布